

# 平成30年度福島市社会福祉審議会

## 資料

日 時：平成30年5月15日（火）午後1時30分開会  
場 所：福島市市民会館 第2ホール

【資料1】 P 1～P 2

福島市社会福祉審議会委員名簿

【資料2】 P 3

福島市社会福祉審議会の概要について

【資料3】 P 4～P 5

議案第1号 福島市社会福祉審議会運営要領（案）

【参考資料】 P 6～P 8

福島市社会福祉審議会条例

## 福島市社会福祉審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

No.	氏 名	推薦団体
1	赤間 啓太	東邦銀行健康保険組合
2	阿曾 俊樹	福島市保育所保護者会連合会
3	荒木 健夫	福島市地域包括支援センター連絡協議会
4	安齋 精児	福島市ボランティア連絡協議会
5	安齋 総一郎	福島市民生児童委員協議会
6	石川 房子	福島市老人クラブ連合会
7	氏家 京子	子育て応援団
8	牛渡 悅子	公益社団法人 認知症の人と家族の会
9	江口 隆広	福島地区国公立幼稚園会
10	遠藤 寿海	福島学院大学（所属）
11	大槻 美智子	公益社団法人 福島県看護協会
12	小熊 弘人	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 老人福祉施設協議会
13	菅野 廣男	社会福祉法人 福島市社会福祉協議会
14	菊地 真弓	福島市小中学校P T A連合会
15	栗花 澄子	学校法人 福島文化学園
16	河野 由美子	福島市手をつなぐ親の会
17	神戸 信行	社会福祉法人 青葉学園
18	古関 久美子	福島市民生児童委員協議会
19	後藤 あや	公立大学法人 福島県立医科大学（所属）
20	後藤 洋孝	福島市私立幼稚園保護者連合会
21	紺野 淳	連合福島 福島地区連合

【資料1】

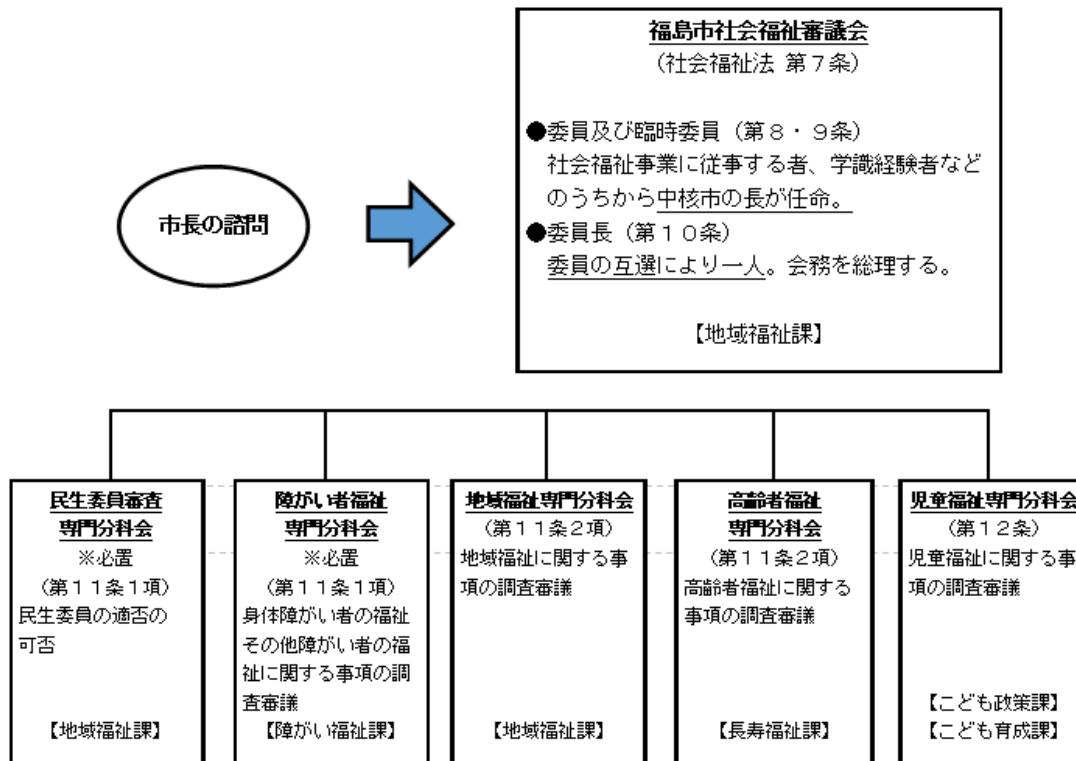
22	佐川 祐也	特定非営利活動法人 福島・伊達精神障害福祉会
23	佐藤 邦昭	福島県保育協議会県北支部
24	佐藤 秀雄	福島市町内会連合会
25	佐藤 札子	福島市手をつなぐ親の会
26	柴田 秀典	社会福祉法人 陽光会
27	関根 恵美子	福島市健康づくり推進協議会
28	関根 未希	福島県弁護士会福島支部
29	武田 美恵子	公募
30	立花 由里子	福島商工会議所
31	田辺 稔	福島学院大学（所属）
32	田原 充	一般社団法人 福島歯科医師会
33	丹治 洋子	福島県地域保育所協議会
34	長尾 和榮	福島市民生児童委員協議会
35	新村 繁文	国立大学法人 福島大学
36	西内 みなみ	桜の聖母短期大学
37	野地 妙子	一般社団法人 福島県助産師会
38	羽田 トモ子	福島市民生児童委員協議会
39	細谷 實	一般社団法人 福島市私立幼稚園協会
40	三浦 辰夫	社会福祉法人 福島市社会福祉協議会
41	山崎 麻弥子	福島市私立認可保育施設連合会
42	山田 和江	福島市学童クラブ連絡協議会
43	山田 妙子	ふくしま市女性団体連絡協議会
44	横田 崇	一般社団法人 福島市医師会
45	渡辺 誠一	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会
46	渡邊 正雄	社会福祉法人 福島市社会福祉協議会

## 福島市社会福祉審議会の概要について

### 1 設置趣旨

平成30年4月1日の中核市移行に伴い、県より地方社会福祉審議会に係る事務権限が委譲され、社会福祉法第7条第1項の規定に基づき福島市社会福祉審議会を設置したものである。

### 2 審議会の構成



### 3 委員の任期等

- ・委員の任期は3年とし、委員は再任されることができる。
- ・特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

### 4 審議会の会議

- ・委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- ・委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して審議会の会議の招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- ・会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### 5 分科会設置に係る独自の取り組み

- ・本市では社会福祉法に規定のある「民生委員審査専門分科会」や「障がい者福祉専門分科会」のほか、独自の専門分科会として「地域福祉専門分科会」、「高齢者福祉専門分科会」及び「児童福祉専門分科会」を設置し、子どもから高齢者まで切れ目のない福祉施策の推進を目指すこととする。

## 議案第1号

### 福島市社会福祉審議会運営要領（案）

#### （趣旨）

第一条 この要領は、福島市社会福祉審議会条例（平成三十年条例第五号。以下「条例」という。）第七条の規定に基づき、福島市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （審査部会）

第二条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号。以下「令」という。）

第三条第一項の規定により、障がい者福祉専門分科会に審査部会を置く。

- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、令第三条第二項に定めるところによる。
- 3 審査部会に部会長一人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、審査部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

#### （専門分科会の部会）

第三条 審議会は、児童福祉専門分科会に保育所・認定こども園等部会を置くほか、必要に応じ、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下同じ。）に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長一人を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 6 条例第五条第一項及び第三項から第五項までの規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第四項中「審議会」とあるのは「部会」と、同条第一項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第三項及び第四項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、同条第五項中「委員と」とあるのは「部会に属する委員と」と読み替えるものとする。

7 部会の決議は、これをもってその専門分科会の決議とすることができます。ただし、重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。

(守秘義務)

第四条 審議会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門分科会及び部会の会議の特例)

第五条 専門分科会長及び部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、委員及び臨時委員に対し書面により意見を求めるこことによって、会議の開催に代えることができる。

(委員の除斥)

第六条 審議会の委員は、自己又は自己の従事する業務に直接利害関係のある事項については、その決議に参加することができない。

(関係者の出席)

第七条 委員長、専門分科会長及び部会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(補則)

第八条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の委員長が定める。

附 則

この要領は、平成三十年四月一日から施行する。

## 【参考資料】

### 福島市社会福祉審議会条例

#### (趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づき設置する福島市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第二条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第七条一項に規定する社会福祉に関する事項（同法第十二条第一項に規定する児童福祉に関する事項を含む。）
- (2) 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第一項各号に掲げる事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項に関する事項
- (4) 前三号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

#### (任期等)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 4 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

#### (委員長及び副委員長)

第四条 法第十条の規定により、審議会に委員長を置くものとする。

- 2 委員長を補佐させるため、審議会に副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して審議会の会議の招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 第三条第三項の規定により臨時委員を置いた場合における前二項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第六条 審議会に、社会福祉における専門的な事項を調査審議等するため、次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会
  - (2) 障がい者福祉専門分科会
  - (3) 地域福祉専門分科会
  - (4) 高齢者福祉専門分科会
  - (5) 児童福祉専門分科会
- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。
  - 3 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）第二条第一項の規定に基づき委員長が指名する。
  - 4 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
  - 5 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員に限る。第七項において同じ。）の互選によりこれを定める。
  - 6 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
  - 7 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
  - 8 前条第一項及び第三項から第五項までの規定（民生委員審査専門分科会にあっては、第五項を除く。）は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第四項中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、同条第一項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、同条第三項及び第四項中「委員」とあるのは「専門分科会に属する委員」と、同条第五項中「委員と」とあるのは「専門分科会に属する委員と」と読み替えるものとする。

9 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とすることができます。ただし、重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（福島市子ども・子育て会議条例の廃止）

2 福島市子ども・子育て会議条例（平成二十五年条例第三十一号）は、廃止する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和三十一年条例第二十三号）の一部改正（略）

（福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

4 福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年条例第三十五号）の一部改正（略）

（福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

5 福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年条例第三十七号）の一部改正（略）